

平成24年6月20日

大学コンソーシアムやまがた
幹事会各委員 殿

大学コンソーシアムやまがた
幹事会委員長 安田弘法

大学コンソーシアムやまがた幹事会
(平成24年度第2回(書面))の結果について(報告)

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、6月11日付け文書によりご報告しました標記会議では、審議事項1については、改めて保健医療大学から、別紙のとおりご意見をいただきましたのでご報告いたします。大変、貴重なご意見でありますので承りました。

今回の審議事項1については、原案どおり「大学間連携共同教育推進事業」の関係大学コンソーシアムに大学コンソーシアムやまがたが参画することについては了承されたものといたします。

なお、山形県立保健医療大学から、6月7日(木)及び6月15日(金)にいただきましたご意見については、原則として6月11日(月)に回答した内容にて対応させていただきますと存じますのでご了承いただきますようお願いいたします。

—担当—

大学コンソーシアムやまがた事務局
鈴木

TEL : 023-628-4842 FAX:023-628-4820

e-mail: unicon@jm.kj.yamagata-u.ac.jp

別紙

1. 【審議事項1 「大学間連携共同教育推進事業」の関係大学コンソーシアムについて】

金内委員（県立保健医療大学）のご意見

1 本事業実施にあたって、代表校・連携校・ステークホルダーより構成される、山形大学を中核とする実行委員会的な組織を構築すべきであること、従って、大学コンソーシアムやまがたに「山形人材育成委員会」を設置することはしないこととするについて委員長御回答いただきましたが、先に述べました理由及びその後コンソーシアム事務局様より御教示いただきました内容等に鑑み、本項については、再度同旨の意見を出すこととさせていただきます。本事業採択後の事務の流れ、特に補助金や経費の流れを考えますと、文部科学省からの補助金交付額の内示、補助金交付申請、実際の交付、から始まりますが、これらは、すべて、文部科学省と代表校たる山形大学様の間でなされ、交付補助金は全額山形大学に入金されるでしょう。次の段階として、この金額を、本事業のために雇用するとしている8人の先生と事務担当者に分配するとともに、事業について代表校以外の何某が主体となっている部分があれば、そこに所要経費を分配するのですが、山形大学内の分配は当然に山形大学事務局が行うでしょうし、代表校以外の何某への交付は、山形大学とこの何某の間の受託・委託契約に基づき、なされるでしょう。（何某に交付された後は、当該何某内での経理処理になりましょう。）決算や補助金の額の確定手続き等はその逆の流れで、山形大学を中心に行われましょうし、また、後刻、文部科学省の会計検査や会計検査が来たら、窓口と全体統括は山形大学様が対応するでしょう。さらに言えば、ごく一部の方々を、山形大学以外の大学等で雇用することも理屈的にはありますが、本事業の実行部隊である、計8人の先生・事務職員も、山形大学教官となり、山形大学事務局職員となるでしょう。（事務職員だけは、無理すれば、コンソーシアム職員としての採用があり得ますが、教官先生については、「コンソーシアム教授」とはならないでしょう。）このように実務を考えても、山形大学様が中核となることは明白であり、一部の業務についての受託をコンソーシアムが行うことはあり得ますが、決して主たる存在ではないでしょう。先の意見に記載した、臨機応変・迅速果斷の判断と実行に資することも含めて、山形大学様が名実ともに、主役になり、連携校とステークホルダーを善導していただきますよう、お願いいたします。そして、その方が、事業の効果も高く出るとは必定であります。なお、現に、コンソーシアム事務局各位様は、山形大学渉外部大学連携推進室等所要部門の顔で御活躍しておられます。コンソーシアムが受託する一部分の運営については確かにコンソーシアム事務局として動いていただくこととなりましょうが、本事業全体の実施にあたっては、無理に、2つの顔を使い分ける必要は無いと思料いたします。「山形人材育成委員会」なるものも、コンソーシアムの外に、独自に構築すれば良いのです。もちろん、最初の呼びかけ人は、山形大学学長でしょう。そして、その事務局は当然に山形大学事務局が担うでしょう。事務局機能については、「原則として山形大学事務局が担い、別に山形大学が委託する一部の業務に関しては、その業務を受託するものの事務局が行うことがあるものとする。」ということとし、コンソーシアムは、「一部の業務の委託を受けるもの」であり、コンソーシアム事務局は、「本事業のうち、コンソーシアムが山形大学から受託する、本事業に関する業務の一部に関する事務局機能を担う」ということになるでしょう。

2 各プログラム・事業の本コンソーシアムの代表として何校又はどなたが任に就くかを、公明正大に決定していくことについて

委員長御回答では、「採択後に、コンソーシアム内で協議、もしくは申請書に関連したものであれば報告ということで対応します」とされていますが、前段は小職願意のとおりですので、結構ですが、後段は御再考をお願いしたいと存じます。というか、こういう扱いになると悪いから、公明正大に決めることとしましよと提案したものであります。この件については、持ち回り幹事会等でもよしいのですから、事後報告でなく、正式協議で決める必要があります。なお、ここで申し上げているのは、本コンソーシアムの代表として各プロジェクトに連なる構成校・教職員について申し上げているので、代表校・連携校としての参加や教育出席は山形大学と各連携校候補大学等が折衝していくことでしょう。実際には、申請書の段階で、本コンソーシアムの各プロジェクト・事業に対する代表等を記載する必要は無いとも思いますが、すべからく、公開、正式協議の中で、決めていくようにする必要があると思います。

3 各プロジェクト・事業へのコンソーシアム構成校の参加は各構成校の希望と同意を必要とする事について

委員長におかれては、小職の意見の趣旨を誤解されたものかと懸念いたします。御回答は、「本事業へのできる限りの参加校があるように努めてまいります」ということですが、小職の意見に対して、正確にお答えいただきたいと存じます。小職が回答内容をお示しするのは僭越ですが、「コンソーシアム構成校の各プロジェクトや事業への参加は、各構成校の希望を尊重するとともに、同意を必要とするものとします。希望あるいは同意無しに、各プロジェクトや事業への参加を求められたり、関係委員会・部会等の役割や構成員となることはありません。」と回答いただきますようお願いいたします。なお、各プロジェクトや事業への参加希望は、それぞれの構成校の性格等に照らし、参加が有益か否か、また適当か否かは、それぞれの構成校が御判断されるものであり、一方、希望すれば、全校入れますというものでも必ずしもないでしょう。従って、上記のような御回答を望むものであり、委員長御回答にある、こうした督励は、特に不要と考えます。

4 本事業における各評価において、参加校及びステークホルダー構成校に個別に臨地する場合は、必ず同意を必要とする事について

委員長御回答では、「ステークホルダーによる評価に関して個別の臨地がなされる場合は、」と場合を限定しておられますが、これでは足りません。小職が回答内容をお示しするのは僭越ですが、「提案事業における「教育実施状況評価」並びに「ステークホルダーも参画した評価委員会による評価」及び「各教育プログラムの相互評価」その他本事業に関する、すべての評価において、個別の隣地がなされる場合は、臨地評価をうける構成校はじめ関係機関の同意を必要とし、それらが得られない場合は、実施されないものです。」と明示いただきたいと思えます。ここが担保されませんと、本学としては、ステークホルダーとなる件については、賛同が困難となります。

5 採択後の本コンソーシアムの事業計画と収支予算の見直しについて

見直される旨の御回答ありがとうございました。なお、後段の、なお書きは何のお考えなのか不明ですが、特に必要無い文章と思います。

6 上記2～5の事項の申し合わせについて

幹事会において、意見の一致が見られれば、委員長御回答のとおりであります。ただし、今回御回答のように、言い方を変えて、小職の願意を否定しておられるようなことが続きますと、やはり、明文をもって、事業採択申請前にはっきり意思統一する必要があると思料いたします。留意事項を列挙したものを、正式に文書で申し合わせれば良いことなので、何の痛痒もないはずですが、拒む理由がわかりません。なお、本学及び小職として、この項目について拘泥いたします理由ですが、本事業は採択されますと、中間評価はあるものの、基本的には5年間継続されることになるようです。この5年間の間には、代表校、連携校、コンソーシアム構成各校においては、何度かの人事異動・組織変更等が予想されます。その結果、当初担当あるいは関与した教職員は了解・理解していても、それが引き継がれず、いわゆる「聞いていない」という状況になり、後日禍根を残すことが大いに懸念されるからであります。過去に実施された戦略的うんぬん事業においても、開始時点より終了時点まで関与したのは、当該事業のために採用された山形大学の3教授の方々と各大学でも数名の教員各位程度であったものと承知いたします。この事業のために新規採用された教員ですら4教授全員は残らなかったようであります。そうした視点から、後日の紛争・思い違い等によるトラブルを未然に防ぐために、やや形式ばった、他人行儀なことになりますが、採択申請前に、かっちりと定めるべきことは決めて、それぞれ責任ある教職員又は役員各位が、形に残るもので、申し合わせることがよろしいし、必要であると思っているものであります。何卒、御理解いただきますよう、お願いいたします。

7 諸資料の共有と肝要な事項の提示について

委員長回答は、小職の願意を了解いただいたものであり、感謝いたします。持ち回り総会においては、所要の修正等が加筆とされた内容での御審議がなされるものと承知いたします。なお、委員長御回答中のまた書きに関連してですが、このような修正を今更なさることはいかなものかと思われま。殊に、先の幹事会において、全部委託ということで本当に良いのかとの確認発言があった際にも、そのとおりである旨の回答が事務局側よりあったと思われま。しかも、この資料は、持ち回り幹事会の際には添付資料とされておらず、追加的な質問として確認する中で、言い方が変わっていたものと承知されま。結局固まってなかったのかとの邪推にもつながりま。繰り返しになりますが、原資料の記述を前提に学内で検討してきておりますので、この段階での誠に肝心な部分の修正には、抗議の意思を表させていただきます。なお、この修正によって、小職の上記の1の意見に関しては、事務局機能は「原則山形大学、例外的な一部については、他の何某等に委託することもある。その何某の一つがコンソーシアム」ということの論拠を強くしていただいてもおりますので、変更そのものは、現実に合致したものとは思いますが。

8 所要の修正等については、願意をお汲み取りいただき感謝いたします。よろしく御修正方お願いいたします。

委員長御回答の最後の2行のなお書きについてですが、先の幹事会における議長たる幹事会委員長の御認識については、わかりました。なお、この件は、間違えますと大変失礼にあたりますので、本回答前に事務局様に内容の再確認をいたしたところでもあります。議長においても、本学等3構成校からの意見等については、それぞれの構成校の正式な意見等ではなく、個人的なものなりと御認識されておられた、従って、あの場において、事務局側より回答が用意されていないことは特に問題とは思わない、ということであると解釈させていただき、確認させていただきました。ここに限り、小職の個人的な見解になりますが、信じ難いことですが、コンソーシアム幹事会委員長が、各構成校に対して、そうした御認識にあるということについては、はなはだ残念であると感じますとともに、遺憾としか申し上げようがありません。今後、本学又は小職より、発出させていただきますメール等には、公印を押印して正式文書であることを明示するか、本学の正式回答であることを付言するように努めていくことといたさねばならないのかと思案しているものところです。蛇足であります。先の幹事会における説明では、本提案の代表校である山形大学におかれては、山形大学全体として、各学部参加であること、本件採択申請に向けた学内意思決定は、6月13日の評議員会で行われることが示されたと記憶しております。そこでですが、本再意見提出に対する再回答に合わせて結構ですので、本事業に山形大学として医学部も含めて全学部あげて御参加となったことの御確認、6月13日の学内評議員会の状況がどのようなであったのか、について、また、本事業と小田先生御提案の件では、相当重複する取り組み分野があるように感じられましたし、その旨幹事会でも申し上げさせていただきましたが、両事業間での御調整が、山形大学内でどのように進んだのか、について、可能な範囲かつ差支えない範囲で結構ですので、御教示下さいますよう、よろしくお願いいたします。事業要項によれば、事業の取組みの単位は、大学又は大学の学部（複数の学部でも可）となっているようです。単純に読めば、参加する学部が申請者となるのだとも読めます。本学は単学部ですので、大学としての参加しかありませんので、学内において、論議を重ね、関係委員会、教授会等を経ての対応・回答をいたしております。代表校の山形大学におかれては、各学部の御参加に向けた学内の調整状況等がどのようなものであるか、参考までに御教示いただくと、大変勉強になりますし、本学内の関係教職員にも十分な報告と説明ができるようになります。何卒よろしく御配慮下さい。